

【公募施設の選定結果の公表内容について】

山梨県立育精福祉センターの指定管理者の候補者について

山梨県立育精福祉センターの指定管理者の候補者については、山梨県立育精福祉センター・あゆみの家指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年11月県議会の議決を経た後に行います。

| | |
|-----------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 山梨県立育精福祉センター |
| 2 指定の期間 | 令和4年4月1日～令和8年3月31日 |
| 3 応募団体 | 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会 |
| 4 指定管理者の候補者 | 名称：社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会 住所：南アルプス市有野4370番地 |
| 5 候補者の選定理由 | <p>(1) 選定理由・講評等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の提案は、人権や人格の尊重を最優先し、利用者の立場に立った個別支援計画の作成、日常生活における介護や作業活動・創作活動、施設の維持管理方針等の内容が具体的に示され、設置目的や県の管理運営方針、募集要項の条件に合致している。 ○ 候補者は、これまで育精福祉センター成人寮など4つの入所施設やグループホーム、障害者就労継続支援B型事業所、相談支援事業所等を運営する中で、障害者施設の運営や障害者支援のための幅広い知識や経験等を蓄積している。成人寮と児童寮との一体的な管理運営により、経費節減に加え、施設間交流による職員の柔軟な資質向上などの効果も期待できることから、より一層効果的かつ効果的な施設運営、サービス提供が実施可能と見込まれる。 ○ 更に安定的な管理運営を行うための経理的基盤を有し、職員の採用活動やスキルアップの実施など、人材の確保・育成にも積極的に取り組んでおり、安定的かつ質の高いサービスを提供できると考えられる。 ○ 今後は、利用者の高齢化や地域移行の推進に向けた更なる取り組み等を期待する。 <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p> |
| 6 指定管理者選定委員会の概要 | <p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：山梨県立大学人間福祉学部 教授 柳田 正明 委員：(公社)日本精神保健福祉士協会山梨県支部 副会長 千野 由貴子 委員：山梨県社会福祉協議会 事務局長 中山 吉幸 委員：公認会計士 野中 孝憲 委員：山梨学院短期大学 教授 樋川 隆</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：令和3年8月18日</p> <p>概要 募集要項、審査基準、審査手順及び審査方法の決定並びにスケジュールの確認</p> |

第2回：令和3年10月4日

概要 応募団体のヒアリング、企画提案の審査及び指定管理者候補者の選定

○採点結果

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 | 候補者 |
|--|--------------------------------|------|--------|
| 1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項 | 施設運営の実施方針 | 14点 | 11.76点 |
| | 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性 | 6点 | 5.04点 |
| 2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること | 利用児者の安全・衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針 | 8点 | 6.40点 |
| | サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | 34点 | 27.20点 |
| 3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること | 施設等の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 | 2点 | 1.60点 |
| | 施設等の維持管理の効率 | 2点 | 1.68点 |
| 4 平等な利用を確保することができるものであること | 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | 4点 | 2.72点 |
| 5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること | 安定的な運営が可能となる体制 | 10点 | 8.00点 |
| | 安定的な運営が可能となる経理的基盤 | 10点 | 10.00点 |
| 6 施設の管理運営に係る経費 | 施設の管理運営に係る経費の内容 | 10点 | 8.40点 |
| 合計 | | 100点 | 82.80点 |

○提案価格〔4か年〕

候補者 531, 849千円（参考：4か年の平均132, 962千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。